（前のページより続き）

平成二十四年度裁判所書記官等試験委員会臨時委員（同）　六〇
平成二十四年度家庭裁判所調査官試験委員会臨時委員（同）　六〇
平成二十四年度裁判所職員採用総合職試験及び平成二十四年度裁判所職員採用一般職試験（大卒程度試験）の受験資格の認定について（同）　六一

〔公　告〕

諸事項

官庁
製造たばこ小売定価関係　六二
裁判所
破産、免責、再生関係　六二
特殊法人等
独立行政法人中小企業基盤整備機構の業務に係る不動産の登記を嘱託する場合の職員の指定の公告の一部改正、独立行政法人都市再生機構の業務に係る不動産に関する権利の登記を嘱託する役員及び職員の指定の一部変更・都市再生機構、公文書等の管理に関する独立行政法人等（高齢・障害・求職者雇用支援機構・農業・食品産業技術総合研究機構・和歌山大学・株式会社日本政策金融公庫・株式会社国際協力銀行）、預金保険の保険料率、弁理士登録・特定侵害訴訟代理業務の付記、厚生年金基金変更、企業年金基金変更、日本弁護士連合会懲戒処分取消訴訟の判決確定・懲戒の処分、プログラムの著作物に係る登録関係　六四
地方公共団体
行旅死亡人関係　二七
会社その他
会社決算公告　二七

省　令

○厚生労働省令第七十一号

労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）第二十七条第一項、第六十五条の二第一項及び第百条第一項の規定に基づき、有機溶剤中毒予防規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十四年四月二日

厚生労働大臣　小宮山洋子

有機溶剤中毒予防規則等の一部を改正する省令

（有機溶剤中毒予防規則の一部改正）

第一条　有機溶剤中毒予防規則（昭和四十七年労働省令第三十六号）の一部を次のように改正する。

目次中「第十三条」を「第十三条の三」に改める。

第五条中「除く」の下に「。以下この条及び第十三条の二第一項において同じ」を加える。

第二章中第十三条の次に次の二条を加える。

第十三条の二　事業者は、第五条の規定にかかわらず、次条第一項の発散防止抑制措置（有機溶剤の蒸気の発散を防止し、又は抑制する設備又は装置を設置することその他の措置をいう。以下この条及び次条において同じ。）に係る許可を受けるために同項に規定する有機溶剤の濃度の測定を行うときは、次の措置を講じた上で、有機溶剤の蒸気の発散源を密閉する設備、局所排気装置及びプッシュプル型換気装置を設けないことができる。

一　次の事項を確認するのに必要な能力を有すると認められる者のうちから確認者を選任し、その者に、あらかじめ、次の事項を確認させること。

イ　当該発散防止抑制措置により有機溶剤の蒸気が作業場へ拡散しないこと。

ロ　当該発散防止抑制措置が有機溶剤業務に従事する労働者に危険を及ぼし、又は労働者の健康障害を当該措置により生ずるおそれのないものであること。

二　当該発散防止抑制装置に係る有機溶剤業務に従事する労働者に送気マスク又は有機ガス用防毒マスクを使用させること。

2　事業者は、前項第二号の規定により労働者に送気マスクを使用させたときは、当該労働者が有害な空気を吸入しないように措置しなければならない。

第十三条の三　事業者は、第五条の規定にかかわらず、発散防止抑制措置を講じた場合であつて、当該発散防止抑制措置に係る作業場の有機溶剤の濃度の測定（当該作業場の通常の状態において、労働安全衛生法（以下「法」という。）第六十五条第二項及び作業環境測定法施行規則（昭和五十年労働省令第二十号）第三条の規定に準じて行われるものに限る。以下この条及び第十八条の三において同じ。）の結果を第二十八条の二第一項の規定に準じて評価した結果、第一管理区分に区分されたときは、所轄労働基準監督署長の許可を受けて、当該発散防止抑制措置を講ずることにより、有機溶剤の蒸気の発散源を密閉する設備、局所排気装置及びプッシュプル型換気装置を設けないことができる。

2　前項の許可を受けようとする事業者は、発散防止抑制措置特例実施許可申請書（様式第五号）に申請に係る発散防止抑制措置に関する次の書類を添えて、所轄労働基準監督署長に提出しなければならない。

一　作業場の見取図

二　当該発散防止抑制措置を講じた場合の当該作業場の有機溶剤の濃度の測定の結果及び第二十八条の二第一項の規定に準じて当該測定の結果の評価を記載した書面

三　前条第一項第一号の確認の結果を記載した書面

四　当該発散防止抑制措置の内容及び当該措置が有機溶剤の蒸気の発散の防止又は抑制について有効である理由を記載した書面

五　その他所轄労働基準監督署長が必要と認めるもの